主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人松永義雄の上告趣意について。

本件控訴審において審判すべき公訴事実は、起訴状に引用されている司法警察官 意見書記載の犯罪事実によつて決定されるのであるが、右意見書には原判示事実と 同一と認められる事実が記載されているのであつて、所論南京袋二枚も窃取した物 件として揚げられているのである。それゆえ、原審には所論のような違法はなく論 旨は理由がない。

よつて、旧刑訴四四六条に従い、裁判官全員の一致した意見により主文のとおり 判決する。

検察官 十藏寺宗雄関与

昭和二六年四月二四日

最高裁判所第三小法廷

郎	_	太	谷 川	長	裁判長裁判官
登			上	井	裁判官
保				島	裁判官
介		又	村	河	裁判官